第６１号議案

豊川市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

豊川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成２８年６月３日提出

豊川市長　山　脇　　実

豊川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

豊川市病院事業の設置等に関する条例（昭和４１年豊川市条例第３９号）の一部を次のように改正する。

第４条第３項第１号中「４４４床」を「４５４床」に改め、同項第３号中「１０６床」を「６５床」に改める。

附　則

この条例は、平成２９年４月１日から施行する。

理　由

この案を提出するのは、入院医療体制の適正化を図るため、病床数を見直す必要があるからである。